

11月10日は、 無電柱化の日

「防災」「安全・快適」「景観・観光」の観点から、
無電柱化が求められています。



防 災

大規模災害(地震、台風等)が起きた時、
電柱倒壊による道路の寸断を防ぎます。



安全・快適

電柱をなくし、歩道を広げることで、
歩行者の安全性・快適性を確保します。



景観・観光

景観を阻害する電柱・電線をなくし、
美しい景観を取り戻します。

無電柱化とは？

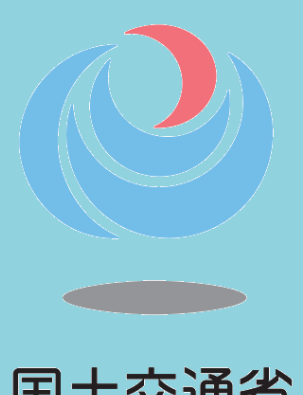
道路の地下空間に電力線や通信線などを収容することや、電線を裏通りや
軒下等から配線すること等により、道路上から電柱をなくすことです。

国土交通省では、日本の美しさを取り戻し、安全で災害にもしなやかに対応できる「脱・電柱社会」
をめざしています。

無電柱化事業の詳細については、国土交通省のホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/index.html>

無電柱化 国交省 検索



11月10日は、無電柱化の日

無電柱化の目標

国土交通省は以下の3つを基本方針とし、無電柱化事業を進めています。

- ① 新設電柱を増やさない
- ② 徹底したコスト縮減を推進する
- ③ 事業の更なるスピードアップを図る

無電柱化の整備状況

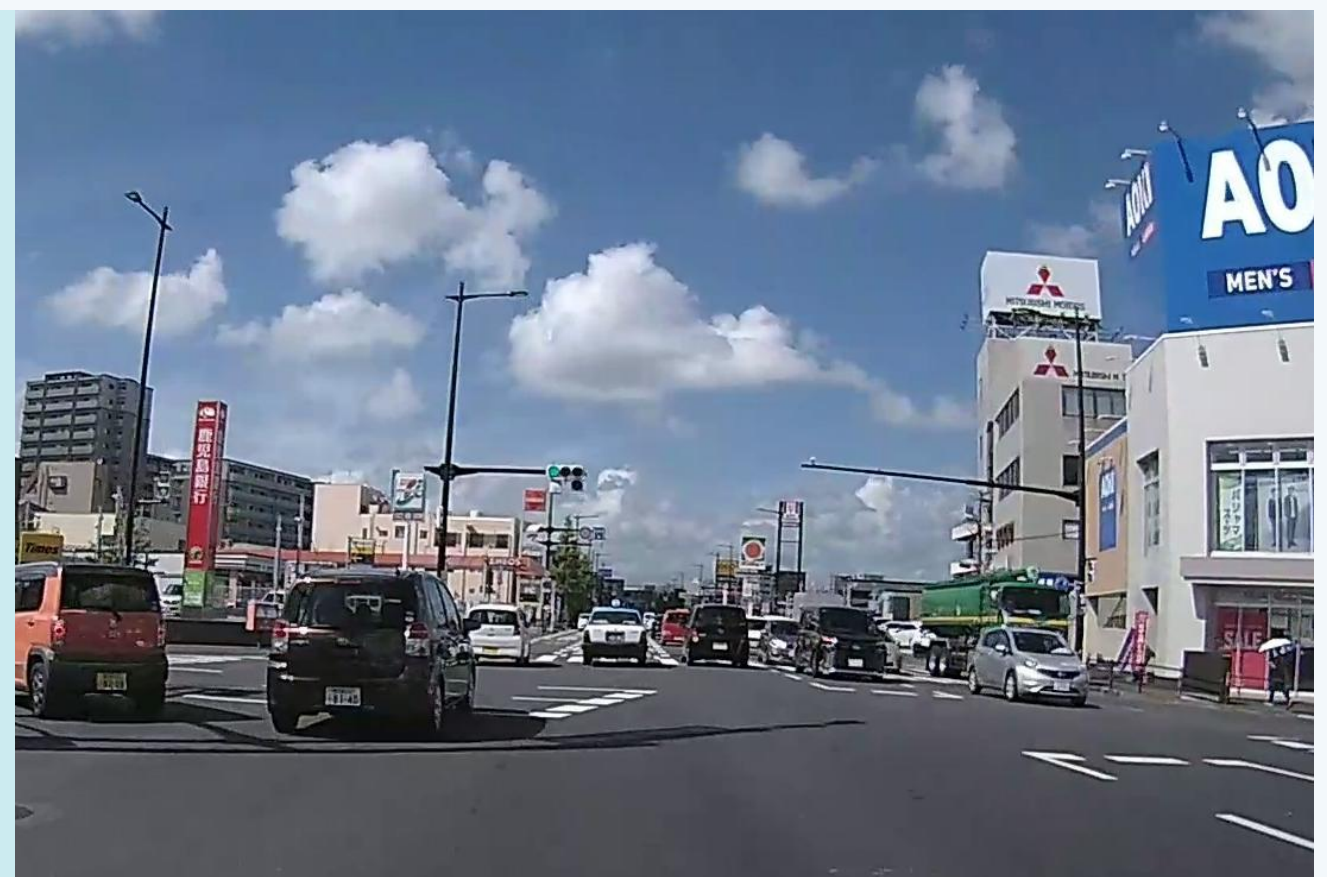
● R6年度に九州地方整備局管内で完了した区間

鹿児島市新栄地区

整備前



整備後



大分市錦町地区

整備前



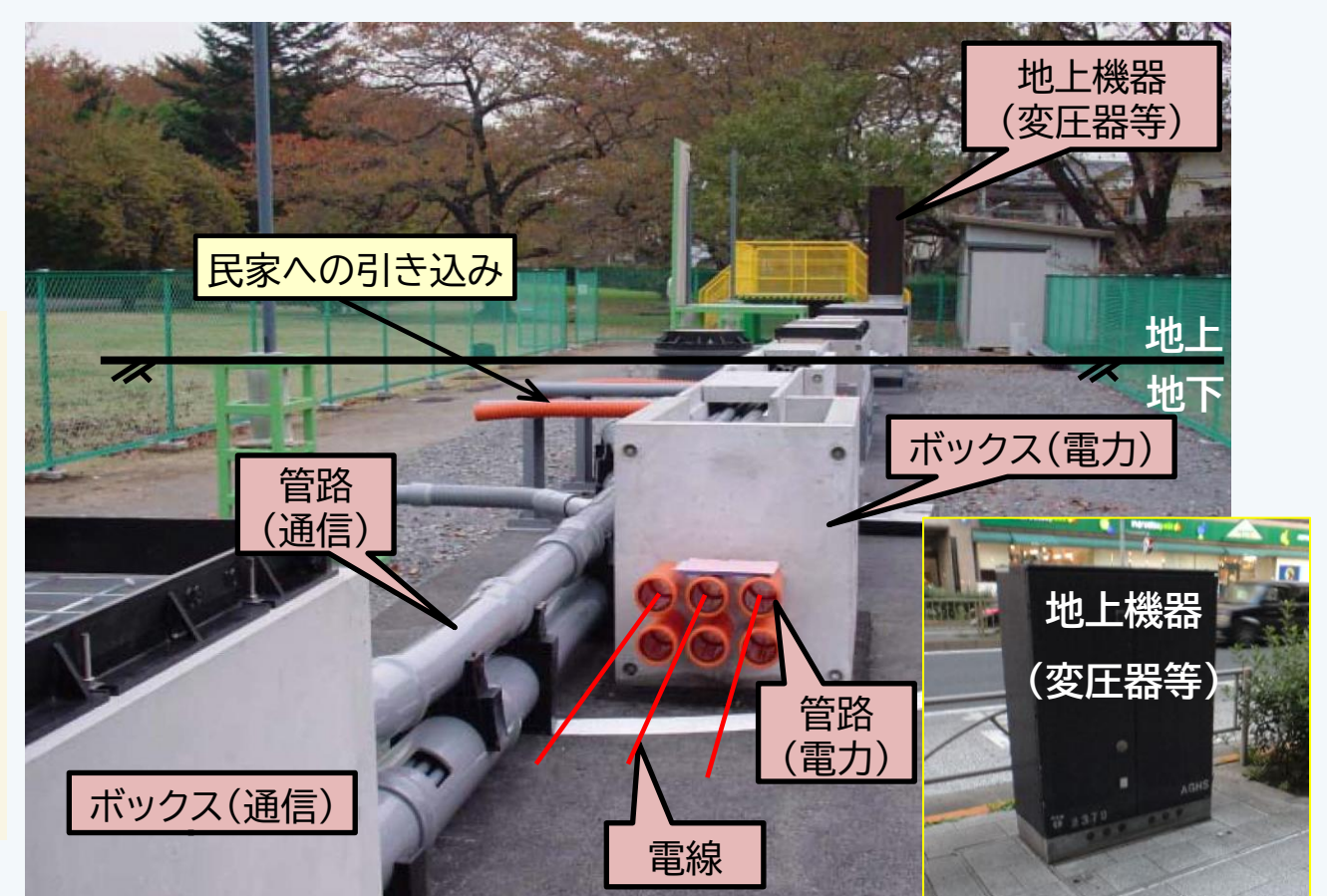
整備後



無電柱化の整備手法

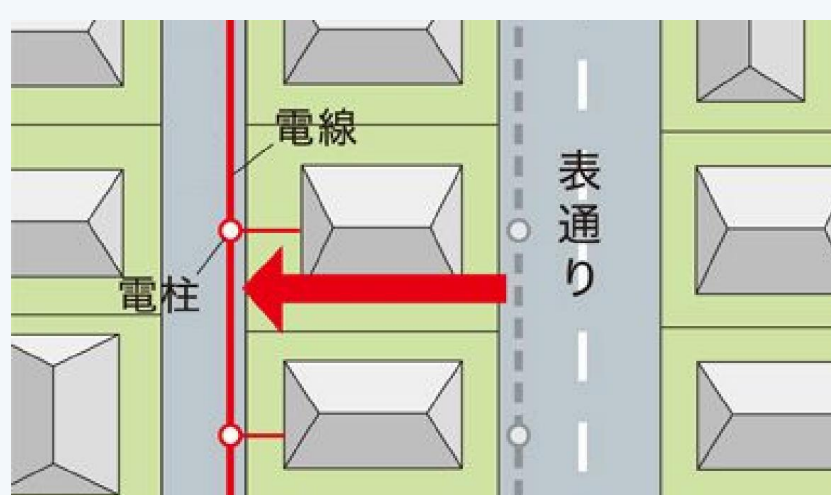
● 地中化による無電柱化

- ・道路区域内の地中に管路を埋設して、無電柱化を図ります。
- ・電柱により地上に配線されていたケーブル類を地中の管路に収納することで、歩行空間の確保や、すっきりしたまちなみを創出することができます。



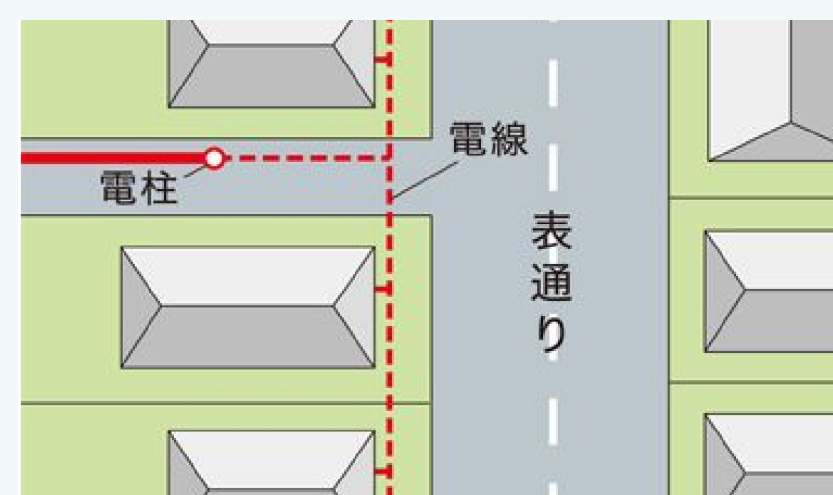
● 地中化以外による無電柱化

迂回配線



裏通りから沿道の需要家への引き込みを行い、主要な道路を無電柱化する手法です。

屋側配線



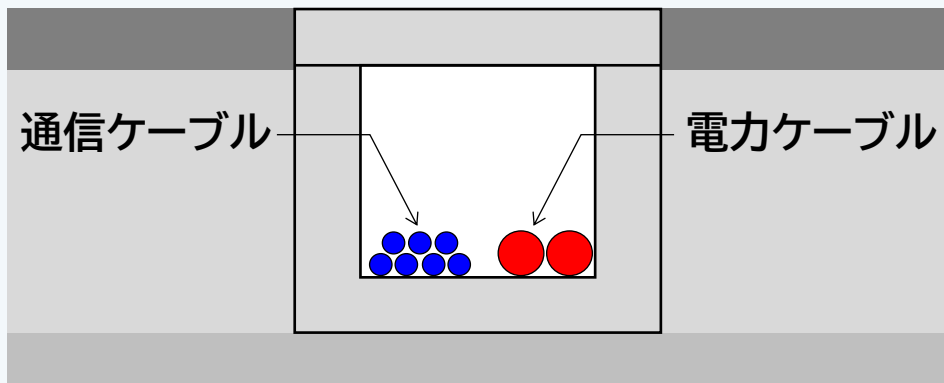
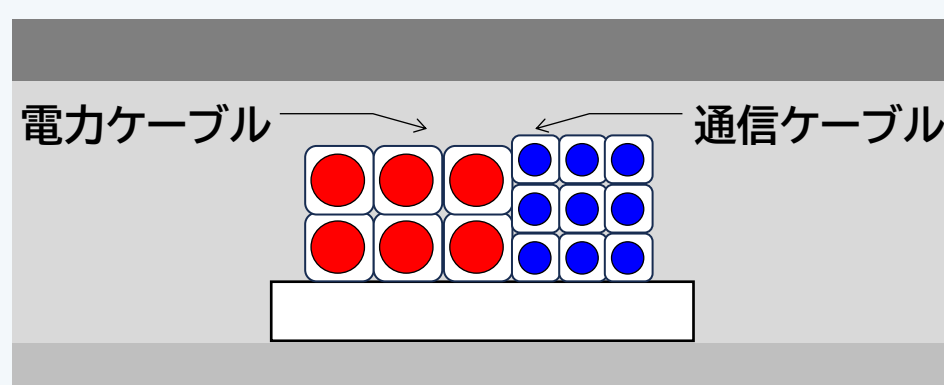
脇道にある電柱から、沿道の需要家の軒下等を利用し配線する手法です。

11月10日は、無電柱化の日

無電柱化の低コスト化と事業のスピードアップ

● 新技術による低コスト化

以下の管路の低コスト手法の適用により、土工費の縮減や施工性の向上が図られ、整備コストの縮減を可能としています。

	製品イメージ	埋設断面イメージ	施工イメージ
小型ボックス構造			
角型多条電線管			

● 施工方法等の工夫によるスピードアップ

工事ヤードの常設化



日々行っている工事ヤードの撤去・復旧作業をなくし、工事ヤードを常設化することで、1日あたりの工事時間が、4時間⇒8時間に増加します。

簡易ヤードの設置

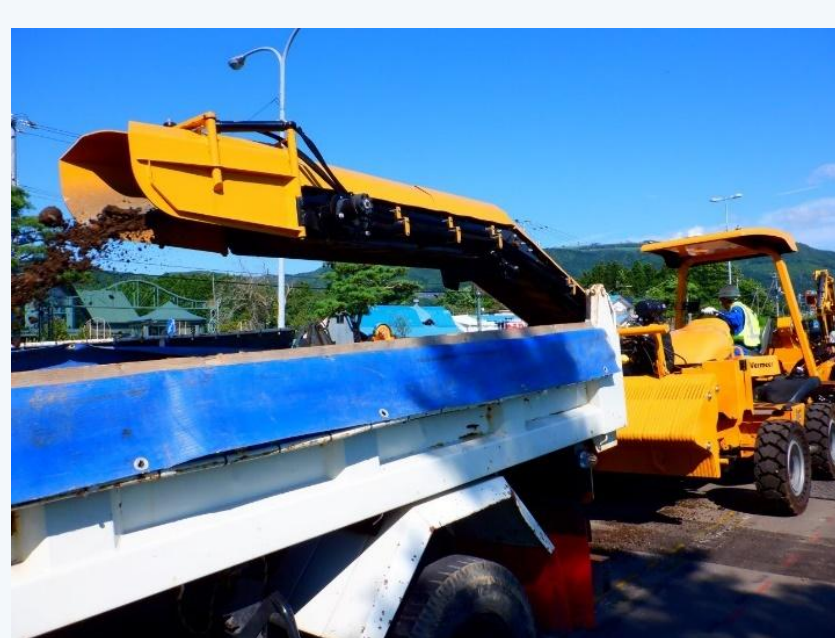


撤去・再設置が容易な簡易シートにより仮復旧を行い、歩行者通行を確保します。

トレンチャーを用いた掘削方法



【トレンチャー掘削】



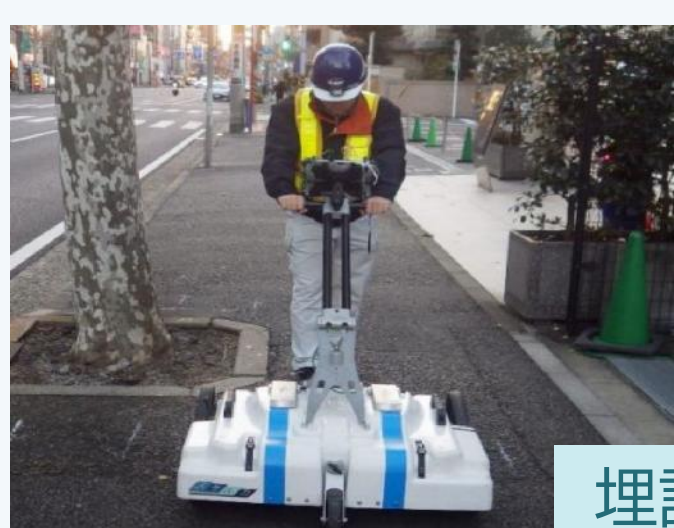
【ベルトコンベアによる排土】



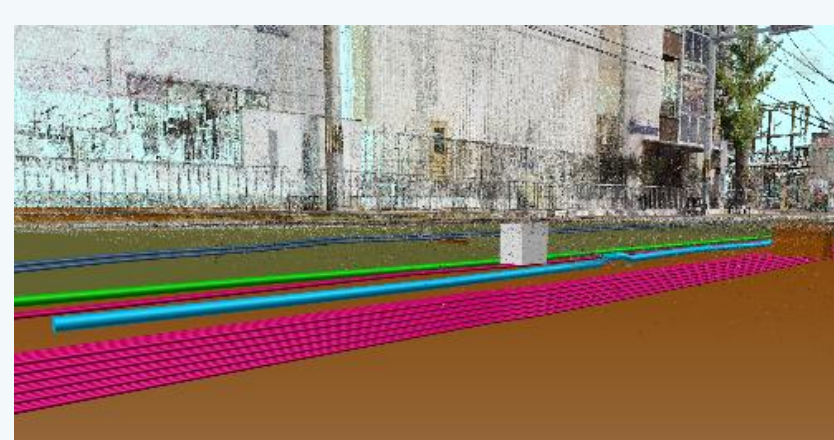
【掘削完了】

掘削スピードの向上や低コスト化を目的に、トレンチャーを用いた掘削を実施します。

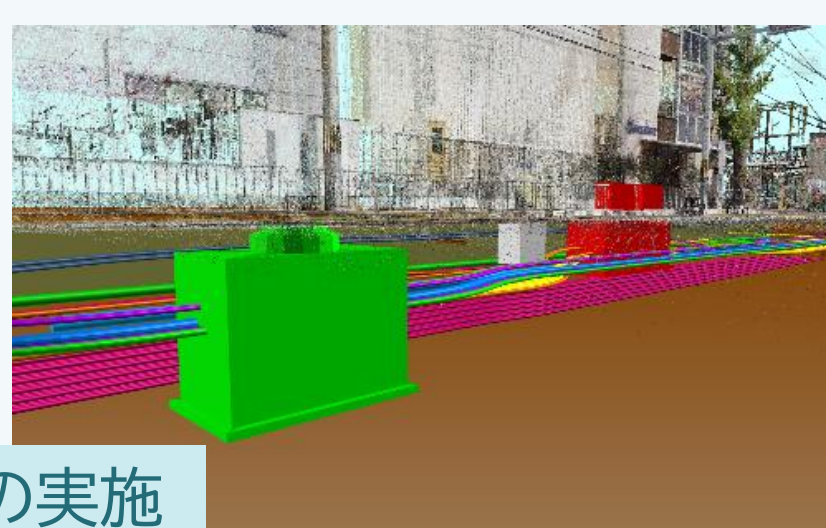
三次元化による設計



埋設物情報取得



三次元設計の実施



地中レーダー探査(試掘併用)により埋設物位置精度、および3D設計により設計精度を向上させます。

無電柱化に向けた新たな取組

道路整備と併せた無電柱化

土工事や舗装工事を「道路工事」で行い、管路等の工事費用を抑制します。

沿道状況により、「通常埋設」と「事前埋設」の2つの手法から適切な手法を選択します。

11月10日は、無電柱化の日

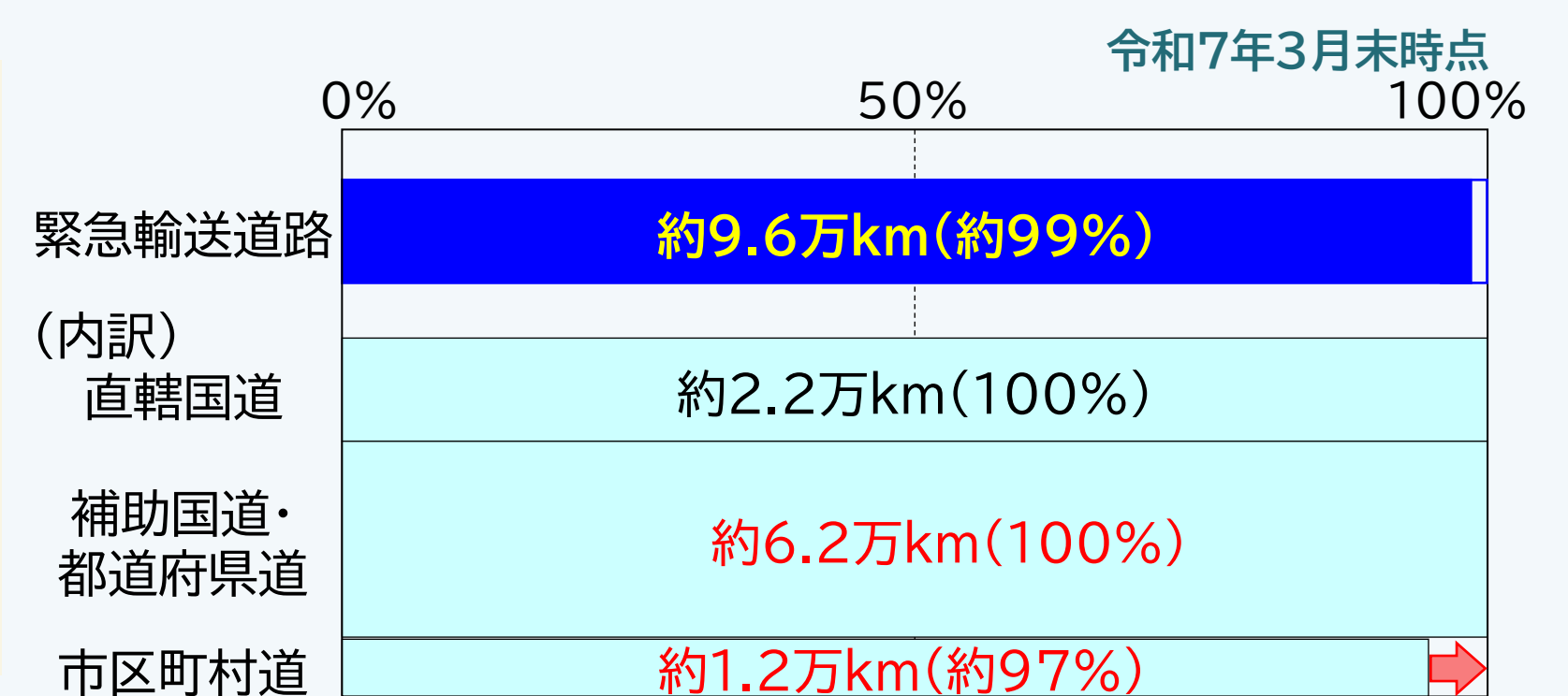
道路法による道路占有の禁止・制限、沿道区域の届出・勧告制度

● 電柱の占用の禁止・制限

道路法第37条により、以下の場合について区域を指定して道路の占用を禁止、又は制限を進めています。

- ① 交通量が多い又は幅員が狭い道路で、車両の能率的な運行を図るために特に必要な場合
- ② 幅員が狭い歩道の部分で、歩行者の安全かつ円滑な通行を図るために特に必要な場合
- ③ 災害が発生した場合における被害の拡大を防止するために特に必要な場合

- ・緊急輸送道路約9.6万kmのうち、全線での措置に至っていない都道府県・市町村で、電柱の新設を禁止する措置を進めています。
- ・新設電柱の占用を禁止する占用制限の措置は、令和6年度末には約9.6万km(約99%)が適用済みとなりました。



出典：国土交通省HP

● 沿道区域における届出・勧告制度

沿道民地からの工作物等の倒壊による道路閉塞を防止する仕組みとして、道路法改正(R3年9月施行)により、沿道区域を設定し、当該区域内への届出対象区域の設定が可能となり、区域内に電柱を設置する際は、道路管理者への届出が必要で、その届出に対して勧告することができる「届出・勧告制度」を創設しました。

【道路の閉塞を防止する仕組み(イメージ)】



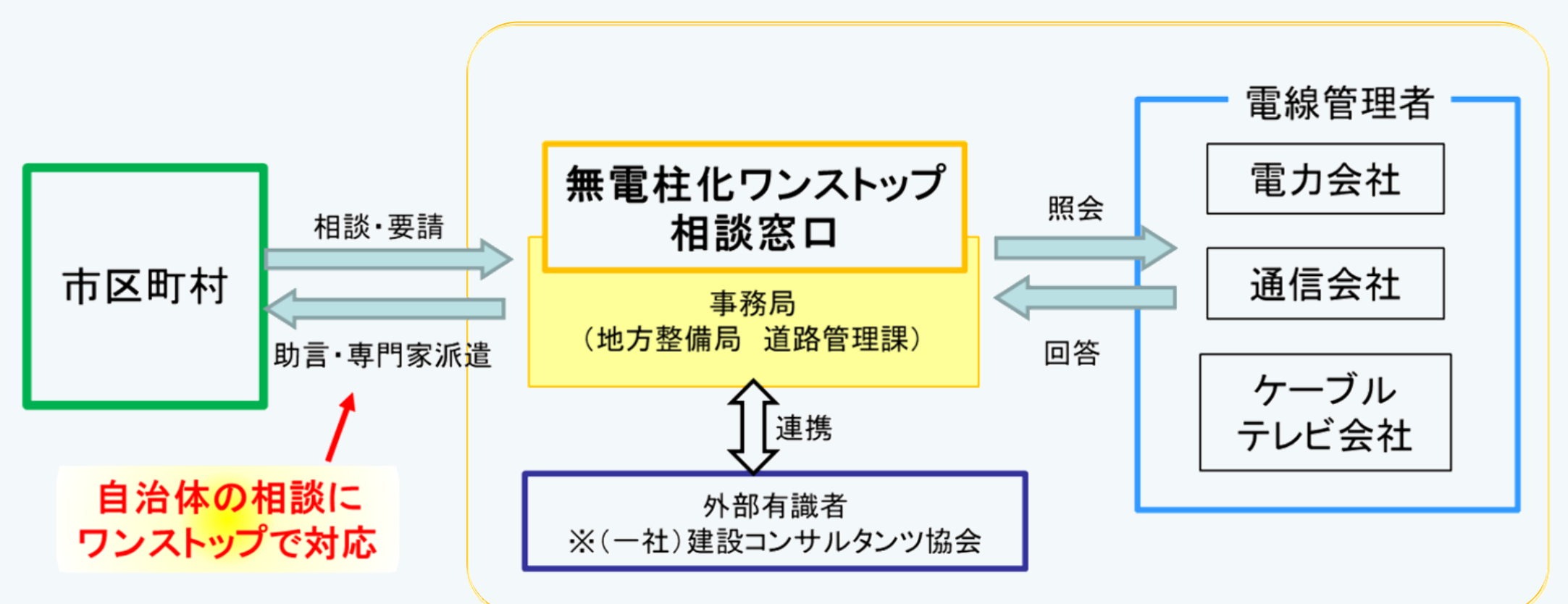
自治体等への支援策補助制度

● 無電柱化ワンストップ相談窓口

無電柱化を推進する市区町村の相談に応じる「無電柱化ワンストップ相談窓口」を全国10ブロックに設置しています。

国土交通省各ブロック整備局の
無電柱化ワンストップ相談窓口一覧

無電柱化ワンストップ相談窓口 検索



● 無電柱化事業における補助制度

- ・無電柱化推進計画事業補助制度
- ・無電柱化まちづくり促進事業
- ・都市再生整備計画事業制度
- ・都市再生区画整理事業
- ・街なみ環境整備事業
- ・観光地域振興無電柱化推進事業
- ・住宅市街地総合整備